

通所介護事業所章仁苑センター

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人章仁会が開設する通所介護事業所章仁苑センター（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護・指定介護予防通所介護の事業及び介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の相談員及び看護師等の「看護職員」、介護職員、機能訓練指導員（以下「従業者」という。）が、要介護及び要支援状態にある高齢者等に対し、適切な事業を提供する事を目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業所の従業者は要介護及び要支援状態の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、介護保険施設、その他地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 通所介護事業所 章仁苑センター
(2) 所在地 広島県三次市和知町 11800 番地 18

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管 理 者 1 人（常勤兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1人以上
(3) 看護職員 1人以上
(4) 介護職員 2人以上
(5) 機能訓練指導員 1人以上

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営 業 日 月曜日から土曜日までとする。ただし日曜日及び1月1日～3日は休業とする。
- (2) 営 業 時 間 午前8時30分から午後5時30分とする。
- (3) 提 供 時 間 午前9時20分から午後3時40分までとする。

(事業所の利用定員)

第6条 事業所の定員は40名とする

(事業の内容)

第7条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 送迎
- (2) 健康チェック
- (3) 入浴サービス
- (4) 食事サービス
- (5) 生活指導
- (6) 日常動作訓練
- (7) レクリエーション
- (8) トレーニング

(利用料その他の費用の額)

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣及び各市介護予防・日常生活支援総合事業費が定める基準によるものとする。

- 2 食費、おむつ代、その他の費用等利用料を別に定める利用料金表により支払いを受ける。
- 3 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、通常事業の実施地域を越えた地点から路程1キロメートル当たり38円を実費として徴収する。
- 4 前項に費用の支払いを受ける場合には、利用者又は、その家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印をうけることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域を次のとおりとする。

- (1) 三次市(三和町、作木町、布野町、君田町、甲奴町を除く)の区域
- (2) 庄原市(西城町、東城町、口和町、高野町、比和町、総領町を除く)

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者はサービス利用にあたって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 機能訓練を行う際は、機能訓練指導職員の指示に従い安全に注意を払うこと。
- (2) 体調不良の場合は、健康チェックの際申出ること。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、事業を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行う。

(従業者の質の確保)

第13条 従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保する

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回以上
- (3) その他の研修 随時

(衛生管理及び従業者等の健康管理等)

第14条 事業所は、事業に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(守秘義務)

第15条 事業所の従業者に対して、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(苦情処理)

第17条 利用者及び関係者からの苦情に迅速にかつ適正に対応するために苦情を受け付けるための窓口を設置し担当者を選任する。苦情処理については社会福祉法人章仁会の規程による。

(市等との連携)

第18条 事業所は、地域社会に根ざした運営をしていくために、事業所の利用者や運営に関して市やその他関係機関との密接な連携に努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第19条 従業者は職務中事故が発生した場合、利用者の安全優先、生命維持を基本に速やかに対応しなければならない。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、事故に関する調整を行い速やかに対応し、善処するものとする。
- 4 事業所は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第20条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(改正)

第21条 この規程を変更、改正及び廃止するときは、社会福祉法人章仁会理事会の議決を得なければならない。

(暫定処置)

第22条 介護保険法の改定等によりこの規程に支障のあるときは、暫定処置として、介護保険法等の規程により処理するものとし、その後速やかにこの規程を改正するものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。